

佐賀県立鳥栖工業高等学校定時制

「運動部活動に係る活動方針」

平成 30 年 12 月

1. 基本方針

運動部活動における運営体制を整え、適切かつ効果的な活動を通じ、生徒の心身の健全な育成を図る。

2. 適切な運営のための体制整備

- (1)運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定の大会日程等）を立て、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2)運動部顧問は、生徒・保護者に対して年間計画を示し、計画的な部活動運営を行う。
- (3)部活動顧問の複数配置による協力体制のもと、指導内容の充実や生徒の安全確保に努めるとともに分担をすすめ、一部の顧問に負担が偏らないようにする。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1)休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (2)事故の未然防止に努めるとともに、施設設備の安全点検を実施する
- (3)練習および練習試合については、生徒の安全を最優先にする。気候変動や夏においては「落雷」「熱中症予防」等について十分注意を払う。
- (4)体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

4. 適切な休養日の設定

- (1)学期中は週当たり 2 日以上以上の休養日を設ける。（平日 1 日、土日 1 日）ただし、公式戦 4 週間前の週休日に（両日）活動する場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2)定期試験 1 週間前及び定期試験中の部活動は原則禁止とする。
- (3)1 日の活動時間は、平日は長くとも 2 時間程度、休業日は長くとも 3 時間程度とする。長期休業中の活動は、学期中の休業日の設定に準ずる。

5. 参加する大会や練習試合等の見直し

- (1)顧問と生徒が参加する大会や練習試合等を精選し、負担軽減を図る。
- (2)年間活動計画に、参加する大会を位置づけ、シーズン期とシーズン期以外の活動がメリハリのあるものとなるようにする。